



「師走」……です。

今日から12月です。福島県内やいわき市内において、コロナ感染症の新規感染者もぐっと減り、現在は落ち着いている状況です。このまま収束してくれればと願っているのは私ばかりではないと思います。

しかし、新たな変異株の出現により、世界的にコロナウイルスに関する警戒感が高まってきております。日本においても昨日より外国人の入国が規制されるようになりました。新型のオミクロン株の脅威がどの程度のものなのか、まだ説明はされておりませんが、私たちができることはこれまで通りの感染症予防対策をしっかりと継続することだと思います。各ご家庭でもご協力をよろしくお願いいたします。

さて、近頃（ここ数ヶ月の間）世の中ではたいへん物騒な事件が頻発しております。列車内で無差別に人が襲われたり、路上で刃物を振り回したりと毎日のように報道されています。とりわけショックだったのが、校舎内で生徒が同級生に刃物で刺され、死亡してしまった事件です。さまざまな情報が報道されておりますが、学校としては、①校内における刃物の管理を徹底することと②いじめ等に関する調査や観察をしっかりと行い、ケースに応じた適切な対応を学校全体で行うことを実行してまいります。各ご家庭では、次の点についてご指導をお願いします。

- (1) 学校に刃物を持って行かせない。また、家庭内でも刃物の管理をお願いします。
- (2) 他人の心の痛みや身体の痛みを理解することができるよう指導する。自分自身の心や体の痛みには敏感で主張できる子が多いのですが、他人の痛みは頭では分かっているにもかかわらず、捉えきれなかったり、尊重できなかったりする子もいるのではないかと感じます。

自転車運転中の加害事故も……

テレビや新聞の報道でご存じの方も多いと思いますが、いわき市内において、先日の夕方、高校生が自転車で坂道を下っていた際に、下から歩いてきたご老人とぶつかり、跳ね飛ばされたご老人が亡くなるという痛ましい事故がありました。自転車の高校生は避けようとしたのですが、同時にご老人も同じ方向に逃げたため、ぶつかってしまったようです。

自転車に関わる事故はたくさん起きており、時には、運転者（未成年者の場合はその保護者も）が大きな責任を負わなければならないこともあります。いくつかの事例を調べて裏面にまとめてみましたので、これらを参考に、各ご家庭でも自転車の乗り方について話し合ってみてください。

自転車加害事故

1 自転車加害事故による高額損害賠償支払い命令の例

9,521 万円	男子小学生（11歳）が自転車で走行中、歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
9,266 万円	男子高校生が、自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害が残った。
6,779 万円	男性が自転車で、ペットボトルを片手に下り坂を走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

女子大生（20歳）がスマホを操作しながら、しかもハンドルに添えた右手に飲料カップを持ち左耳にイヤホンをして電動自転車を運転中、歩行者（77歳）と出会い頭にぶつかり、歩行者は転倒して2日後に死亡。女子大生は重過失致死の罪に問われ、禁錮2年、執行猶予4年の判決。賠償に関する判決はまだ出ていないが、高額になることを予想する専門家もいる。

2 加害者が未成年である場合の保護者の責任

民法714条では、責任能力のない未成年者が不法行為により第三者に対し損害を与えた場合には、未成年者が責任を負わない反面、監督義務者である親が十分な監督義務を尽くしたことを証明しない限り、その未成年者の親が賠償責任を負うことになっています。

すなわち、お子さんが自転車加害事故により他人にけがをさせた場合、親が、日頃から正しい自転車の乗り方をきちんと指導（言葉の指導だけでは厳しいようです。また、指導の記録等が求められる可能性もあるそうです。）していなければ、賠償責任を負わなければならなくなります。

3 子どもの自転車加害事故に対する備え（「万が一」というときのために）

(1) T Sマーク自転車保険（<https://www.tmt.or.jp/safety/index2.html>）

これは、自転車安全整備店で点検・整備（有料）をした自転車に対し、1年間、無料で対象となる保険です。青色シールと赤色シールの2種類がありますが、赤色の方が保障内容は充実しています。なお、自転車店によって整備料金や色の種類が異なるので、事前に問い合わせてから整備をお願いした方が良いでしょう。

(2) 全日本交通安全協会サイクル安心保険（<http://www.jtsa.or.jp/jitensyakai/nyukai0.html>）

一般財団法人「全日本交通安全協会」が提供する保険です。

(3) 自転車保険

各損害保険会社全社が販売。現在はダイレクト型かコンビニで加入する方法が一般的のようです。

(4) 個人賠償責任保険（保護者の自動車保険に特約として付帯）

家族が加入している自動車保険の特約として、日常生活上の賠償事故に幅広く対応できます。自動車保険だけでなく火災保険や傷害保険にもセットできるようです。（弁護士特約も便利です。）

4 その他の損害賠償責任についても考えてみると……

近年、子ども同士のトラブルの中で、インターネットを介してのトラブルが多発しております。特に LINE や Instagram 等の SNS 等によるものが多く、裁判に発展してしまう事例もあり、加害者には損害賠償命令が出されることもあるようです。保護者の皆さんには、親の責任として、日頃からお子さんへの「指導」と「管理」を確実に行うよう、強くお願いいたします。